八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に評価するため、市民企画事業補助金申請事業評価会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の評価に関する事項。
 - (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項。

(参加者)

- 第3条 会議は、参加者7名以内をもって構成する。
- 2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 町会・自治会の関係者
 - (3) その他市長が必要と認めた者

(座長)

- 第4条 会議に座長及び座長代理を置き、互選によりこれを定める。
- 2 座長は、会議を進行し総括する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が招集する。

(会議への参加の期間)

第6条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から一年間とする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加の期間は、前任者の残りの期間とする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、申請事業の評価のため必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、 意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。